

令和4（2022）年11月8日

海上保安庁長官 石井 昌平 殿

海上保安庁第一管区海上保安本部長 飯塚 秋成 殿

被害者の実名等の公表に関する意見書

知床観光船事件被害者弁護団

代表 山田 廣

知床観光船事件（以下「本件」という。）に関する被害者の実名その他の個人を特定しうる情報（以下「実名等」という。）を捜査機関が発表すること及び報道機関が実名等を報道すること（以下「実名等の公表」という。）について、下記のとおり、知床観光船事件被害者弁護団（以下「当弁護団」という。）の意見を述べる。なお、本意見書は、本件の被害者ご家族のご意見を聴取した上で、当弁護団としての意見を述べるものである。

記

第1 意見の趣旨

当弁護団は、実名等の公表に関して、ご家族自身のご意向が最大限尊重されるべきと考えており、ご家族が望まない時期、方法による実名等の公表を強いられることがないように強く要望する。

第2 意見の理由

- 1 本件については、事故発生後間もなくご遺体が発見された被害者について実名等が発表され、報道機関により広く実名等の報道がなされた。一方、9月以降に新たに身元が確認された被害者については、ご家族のご意向により、実名等の公

表が差し控えられている。

かかる海上保安庁の対応を受けて、複数の記者クラブから、本件の公共性等を理由として、実名等を公表するように海上保安庁に対して申入れがなされている。また、海上保安庁も、本件の公益性の高さから、ご家族に対して引き続き説明を続け、同意を得られ次第、実名等を発表するとの方針を示している。

- 2 報道の自由は、国民の知る権利に資する重要な人権であることは言うまでもない。当弁護団としても、本件に関する情報が適切に公表され、事件の内容、原因、背景事情等を各報道機関が検証しながら報道することで、今後の再発防止に向けた社会的な議論につなげることが極めて重要であると考えている。

しかしながら、取材の対象となる被害者やそのご家族（以下「被害者等」という。）のプライバシーも十分に尊重される必要がある。

- 3 氏名を公表された被害者等は、日々報道機関による取材の要望にさらされ続け、昼夜を問わず自宅を訪問される、執拗に取材を要請する手紙を投函される、知らない電話番号からの電話を受け続けるなど、私生活の平穩を脅かされる事態に直面することが少なくない。報道機関による過度な取材については、各報道機関においても、様々な配慮を試みていることは承知しているところである。しかしながら、残念ながら本件においても、一部のご家族から、電話・訪問等による執拗な取材の申し出、親族宅までの訪問などにより、私生活の平穩を脅かされる懸念を生じさせる事態が生じたとの申し出を受けている。
- 4 また、通信技術が高度に発達した現代社会においては、ひとたび被害者等の氏名が公表されれば、当該情報はインターネットの利用者によって際限なく拡散され続け、半永久的にインターネット上に残されることになる。加えて、氏名に基づいて被害者等に関する様々な情報が検索されることで、家族関係や趣味・嗜好等の私的領域に至るまで詳細な詮索を受け、被害者等が想定していた範囲を超えて私的な情報が拡散され、時には誹謗中傷まで受けるなど、被害者等の尊厳が傷つけられる事態もしばしば生じているところである。

本件に関して、令和4年10月20日に開かれた被害者ご家族有志による合同記者会見では、行方不明者の捜索を望む被害者ご家族に対し、インターネット上で、「もうどうせ死んでいるんだから、税金を使った無駄な捜索はやめろ」、「そんなに探したいなら自分で探しに行け」といった誹謗中傷を目にしたとの訴えもなされていたところである。被害者の氏名が公表されれば、この種の誹謗中傷は、被害者のご家族が開設しているSNSアカウント等を通じて直接ご家族に届けられたり、場合によっては住所を調べられて自宅に手紙が届くといったことも懸念される。このような事態が生じれば、いまだ多大な心労を負い続けているご家族に対して、さらに深刻な傷を負わせることになりかねない。

そして、いったん実名等が公表された場合、公表した側（海上保安庁や報道機関）には、こうした二次被害を防ぐ手段もないうえ、実際に被害者等が二次被害にあった場合に救済する手段もない。

5 事件の性質によっては、被害者に関する情報に特別の意味があるケースもありうるが、本件の被害者は、たまたま知床に観光旅行に来ていた一般市民であり、本件の事故原因についてもまったく無関係である。本件の報道にあたって、被害者の実名そのものを報道することが、国民の知る権利に資する極めて重要な価値を有するとは到底考えられない。

6 もとより、被害者等の実名等の公表を望むか否かについては、当事者にも様々な考えがあり、実名等の公表を一切拒絶する方もいれば、社会に訴えかけるために積極的に実名等の公表を望む方もいる。また、ある時点では実名等の公表を望んでいなくても、その後の心境の変化により実名等の公表を望むようになることもあれば、それとは逆に、ある時点で実名等の公表を受け入れても、実名等が報道され続けることに苦痛を感じ、実名等の公表を望まないようになることもある。

実名等の公表を望まない被害者等に対して実名等の公表を強いることは、上記のような深刻な二次被害を招く恐れがあり、被害からの回復に重大な支障を生じさせかねない。他方、積極的に実名等の公表を望む被害者等にとっては、実名等

を含む被害の事実が広く報道され、被害者等の苦しみや無念さを社会に広く共有してもらうことで、今後の立ち直りの一助になることもありうる。

このように、被害者等の実名等の公表について被害者等の意向が尊重されるか否かは、被害からの立ち直りにも重大な影響を及ぼすものである。

- 7 以上のように、本件は、報道の自由や国民の知る権利よりも、被害者等のプライバシーのほうが明らかに優越する事案であると考えるので、被害者等の意向に反して実名等を公表するべきではない。

今後、海上保安庁や報道機関が、それぞれの立場の下で、本件の被害者家族に対して実名等の公表の意義を主張・説明することがあるとしても、前述のとおり、被害者等のプライバシー権を尊重すべきである以上、個々の被害者家族に対する「説得」に至るような対応はなされるべきではない。

当弁護団は、本件の被害者のご家族が、最後まで実名等の公表に関してご家族自身のご意向を尊重され、望まない時期、方法による実名等の公表を強いられるべきではないと考え、本意見書を提出するものである。

以上